

平成 25 年度 第 2 回男女共同参画推進市民懇話会

会議録

- ▶ 日 時：平成 25 年 9 月 4 日(水) 10 時 00 分～12 時 00 分
- ▶ 場 所：湖西市役所 2 階 市長公室
- ▶ 出席者
委 員：池田恵子、中村哲也、佐原克哉、菅本和子、秀平陽子、高柳達弥、
山下美恵子、神谷尚世
事 務 局：市民協働課（市民協働課長、課長代理、梅田）
- ▶ 資 料：次第、第 1 回懇話会議事録、「男女共同参画社会」って何だろう？（内閣府 HP）
第 3 次男女共同参画基本計画、他市町村の事例、条例策定スケジュール表

1. 開会

2. 勉強会 ～男女共同参画の基本理念について～

3. 男女共同参画推進条例について ～他市町村の事例から～

4. 意見交換

5. 次回に向けて（会長より）

6. 事務連絡

「男女共同参画社会」って何だろう？

「男女が、社会の対等な構成員として」⇒対等な権利と義務をもつ
「自らの意思によって」⇒主体性を持って自分で選択してあらゆる分野の活動に参画できる。×強制
「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され」⇒結果でなく、機会を平等に
「もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

☆男女共同参画推進条例・・・職場全体・地域全体が活気を得ていくためのものである

◆積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

機会を平等にするための措置。例：女性委員の割合を定める。

◆5本の柱

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
⇒固定的な役割に縛られると、自由な選択が難しい。
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
⇒トップは男性が多く、テーマ決定の段階から女性に関心を持つものが入っていないことも。
GGI（ジェンダーギャップ指数）は101位／135ヶ国。
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
⇒日本は、子育て、介護、家事と仕事の両立が大変な世界。
- ・国際的協調⇒国際社会の人権のあり方の歩調をあわせていきましょう。

第3次男女共同参画基本計画の概要

社会の変化に応じて、いろいろなテーマが追加されている

◆特徴

- 「男性、子どもにとっての男女共同参画」
- 「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」
- 「ポジティブアクション」

◆重点分野 15の分野

湖西にとって、どの分野が重要なのか考えるヒント。（外国人、防災・・・）

男女共同参画基本法が根拠にしている法律

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律（均等法）
- ・教育基本法
- ・食糧・農業・農村基本法

男女共同参画条例・・・地域の課題を地域で解決する、解決のための総合窓口

県内他市の条例比較（基本理念）

- ・湖西の色を出すことが可能。湖西市らしい条例に。
- ・「女と男プランこさい」（行動計画）を活かすものにするか、別のものにするか。
- ・「責務規定」にどこまで含めるのか。市・市民・事業者＋教育関係者、市民団体、自治会・・・
- ・掛川市の男女共同参画推進委員…市民が具体的に推進する仕組み⇒これが大切

委員意見発表

- 池田会長 12月の第3回懇話会で、具体的な案をいくつか提案します。
- 委員 愛知県の市の条例を見てみたい。
- 委員 地域勉強会に年配の人しかこない、というのはこわい。
- 池田会長 若い人の反応がもらえる機会が必要。
- 委員 条文ごとに他市を比較し、足し引きしながら作成すると分かりやすい。
- 池田会長 勉強会では、理念と現実とのギャップ、課題を出し合う。
- 委員 勉強会で、課題・将来性を含めて話し合えばいい。
- 委員 どのように作成したら、生きたかたちになるか。
無難なものになったら、実行力はあるのか。
- 池田会長 男と女を同じにすることが目的ではない。
選択肢をつくりましょうというもの。
- 委員 議論して、もっといいものができないか。
一歩進んだ、斬新な条例を策定した市はないのか。
- 池田会長 ポイントごとに、ならあるが。全体的に斬新というものはない。
条例は改定できる。今の最良のものをつくり、次の世代に任せることも考えられる。
- 委員 条例は罰則規定はないが。
- 池田会長 罰則規定はないが、事業所・教育現場に指導するためには、条例が必要。
責務と義務を定めるために条例が必要。
- 池田会長 悩んでいる経営者、悩んでいる働く女性がいるがどうしたらよいか、という議論を地域ですることが大切。
- 委員 男性でも、育児の時間を大切に考える人は増えている。